

鴨川市健康福祉計画の評価方法について

1.はじめに

本会議は、鴨川市地域福祉計画の進行管理を行うことを目的に、鴨川市地域福祉推進会議設置要綱に基づき設置され、その所掌事務は同要綱第2条に次の4つの事項が掲げられている。

- (1) 地域福祉計画に基づく施策の総合的な調整及び計画的な推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理及び見直しに関すること。
- (3) 他の健康福祉施策との調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉に関して必要と認めること。

2.評価方法の検討の方向性

上記に掲げる所掌事務を実行するに当たり、その方法が不明確であるため、平成24年11月に開催した第2回会議においては、その評価方法について審議したところであるが、具体的に進行管理・評価を実施している自治体の事例を参考に検討を行うこととしたところである。

3.検討に向けて

上記を踏まえ、まずは県内自治体の動向を探ることとする。また、評価方法を教示してもらうため訪問した東京都目黒区の事例もこれに含め、併せて検討を行うこととする。

なお、検討に当たっては、評価表や基準の設定といった評価方法だけに留まらず、会議の審議内容に応じた開催時期についても併せて検討を行うこととした。

(1) 県内の「地域福祉計画」の策定、改定状況（平成 26 年 3 月 31 日時点）

県内市町村における地域福祉計画の策定状況は、「策定済み」が 30 市町（29 市、1 町）で 55.5%、「策定予定」が 1 市の 1.9%、「策定未定」が 23 市町村（7 市、15 町、1 村）の 42.6%となっている。

なお、「策定済み」の 30 市町村のうち、既に「改定済み」が 20 市で 37.0%であり、「未改定」が本市を含めた 10 市町（18.5%）となっている。

	市町村名	策定済み		策定予定	策定未定
		改定済み	未改定		
1	千葉市	○			
2	銚子市				○
3	市川市	○			
4	船橋市	○			
5	館山市				○
6	木更津市	○			
7	松戸市	○			
8	野田市	○			
9	茂原市	○			
10	成田市	○			
11	佐倉市	○			
12	東金市		○		
13	旭市	○			
14	習志野市		○		
15	柏市	○			
16	勝浦市				○
17	市原市	○			
18	流山市	○			
19	八千代市				○
20	我孫子市	○			
21	鴨川市		○		
22	鎌ケ谷市	○			
23	君津市	○			
24	富津市				○
25	浦安市	○			
26	四街道市		○		
27	袖ヶ浦市		○		
28	八街市				○
29	印西市	○			
30	白井市		○		
31	富里市		○		
32	南房総市				○
33	匝瑳市			○	
34	香取市		○		
35	山武市	○			
36	いすみ市		○		
37	大網白里市	○			
38	酒々井町		○		
39	栄町				○
40	神崎町				○
41	多古町				○
42	東庄町				○
43	九十九里町				○
44	芝山町				○
45	横芝光町				○
46	一宮町				○
47	睦沢町				○
48	長生村				○
49	白子町				○
50	長柄町				○
51	長南町				○
52	大多喜町				○
53	御宿町				○
54	鋸南町				○
		20	10	1	23

(2)「地域福祉計画」策定済み市における評価の状況

地域福祉計画上に「目標値（指標）」を設定しているのは策定済み 30 市のうち、市川市と市原市の 2 市、評価表を様式として整備しているのは市川市の 1 市しか確認できなかった。

また、評価を行うための基準を設けているのは市川市と船橋市の 2 市のみ確認できたが、いずれも定性的な基準に留まっている現状にあり、これは東京都目黒区も同様である。

市川市、船橋市及び目黒区の評価表を次頁以降に示す。

	市町村名	策定年月日	目標値の 設定	評価表様式 の有無	評価基準の 設定	左記の区分
1	千葉市	平成 27 年 2 月	—	—	—	
2	市川市	平成 25 年 3 月	○	○	○	4 段階
3	船橋市	平成 22 年 3 月	—	—	○	5 段階
4	木更津市	平成 24 年 3 月	—	—	—	
5	松戸市	平成 26 年 1 月	—	—	—	
6	野田市	平成 22 年 3 月	—	—	—	
7	茂原市	平成 25 年 3 月	—	—	—	
8	成田市	平成 21 年 3 月	—	—	—	
9	佐倉市	平成 23 年 3 月	—	—	—	
10	旭市	平成 24 年 3 月	—	—	—	
11	柏市	平成 26 年 4 月	—	—	—	
12	市原市	平成 23 年 5 月	○	—	—	
13	流山市	平成 24 年 3 月	—	—	—	
14	我孫子市	平成 22 年 3 月	—	—	—	
15	鎌ヶ谷市	平成 23 年 8 月	—	—	—	
16	君津市	平成 26 年 3 月	—	—	—	
17	浦安市	平成 27 年 3 月	—	—	—	
18	印西市	平成 24 年 3 月	—	—	—	
19	山武市	平成 26 年 3 月	—	—	—	
20	大網白里市	平成 25 年 3 月	—	—	—	
計			2	1	2	

○評価基準

＊市川市 4 段階

(すべて達成できた、概ね達成できた、一部達成できた、全く達成できなかった)

＊船橋市 5 段階

(小項目を達成したため事業を完了した、小項目を順調に達成しつつあるため、このまま事業を継続する、小項目を達成するためには当該事業の改善・工夫が必要など)

＊目黒区 4 段階

(達成した、ある程度達成した、少し達成した、達成していない)

【市川市】

2. 行政施策の進捗状況

(1) 行政施策の評価

第2期計画における4つの基本目標に対応する「施策の方向性」ごとに位置づけられた重点事業の進捗度を基に、行政施策を項目別に評価し、基本目標ごとの総合評価をまとめます。

- ・項目別評価は、担当所管が行った自己評価です。
- ・総合評価は、項目別評価の合算を基に評価しています。

評価基準

A：すべて達成できた B：概ね達成できた C：一部達成できた D：全く達成できなかった

※評価は平成23年度の実績に対するものです。

(2) 基本目標ごとの整理（主要な成果：平成23年度目標と実績）

基本目標Ⅰ 安心と信頼のあるまちづくり

●施策の方向性1. 情報提供の仕組みづくり

重点事業名〔所管〕	電子自治会推進事業（平成23年度末で廃止※）		
	〔地域振興課〕		
指 標	目 標	実 績	進捗率
ホームページ作成自治会数	・意向調査の実施 ・サービス内容の検証	50 か所	—

評価
B

成果：市のシステムを利用した自治会ホームページが立ち上がり、身近なところでの情報発信が可能になった。

課題：自治会によるホームページの増加と単独管理。

※ 市の事業仕分けによる判定結果では廃止

本事業は自治会のWebサイト構築をソフト・ハードの両面で支援するものである。市は電子自治会開設を推進しているが、事業開始後6年が経った現在の自治会参加率は22.5%と伸び悩んでおり、今後の開設数の拡大の見通しも厳しい。よって事業は廃止すべきだが、開設済みWebサイトのスムーズな移行措置はきちんと講じる必要がある。（判定委員会のコメント）

1 地域福祉施策の進捗状況

1. 船橋市における事業評価

船橋市では、「地域福祉計画」で提言されている公助項目を具現化するため、これに対応する個別事業の進捗状況について担当所管での自己評価等を行い、「地域福祉計画推進事業要覧¹⁾」として年度ごとにまとめています。

各事業の評価結果基準は次のとおりです。

評価基準

完了：小項目を達成したため、事業を完了した

A：小項目を順調に達成している、あるいは達成しつつあるため、このまま事業を継続する

B：小項目を達成するためには、当該事業の改善・工夫が必要である

C：小項目を達成するためには、当該事業の根本的な見直しが必要である

廃止：当該事業を実施しても小項目を達成することはできないため、平成 21 年度からは当該事業を廃止する

注)「地域福祉計画」における“小項目”を「地域福祉計画推進事業要覧」では“中項目”として扱っているが、ここでは「地域福祉計画」での呼称“小項目”に合わせている。

2. 項目別評価の整理

ここでは、平成 20 年度における各事業の評価結果に基づき、「地域福祉計画」における公助項目の進捗評価として整理します。

整理の方法としては、「地域福祉計画」における体系（大項目・中項目・小項目）に基づき、これを構成する各事業の評価結果別事業数としてまとめました。

評価については、大項目ごとに評価が「完了」または「A」である事業数がどのくらいを占めているかという比率を進捗指標としています。

各項目別の整理・評価結果は次のとおりです。

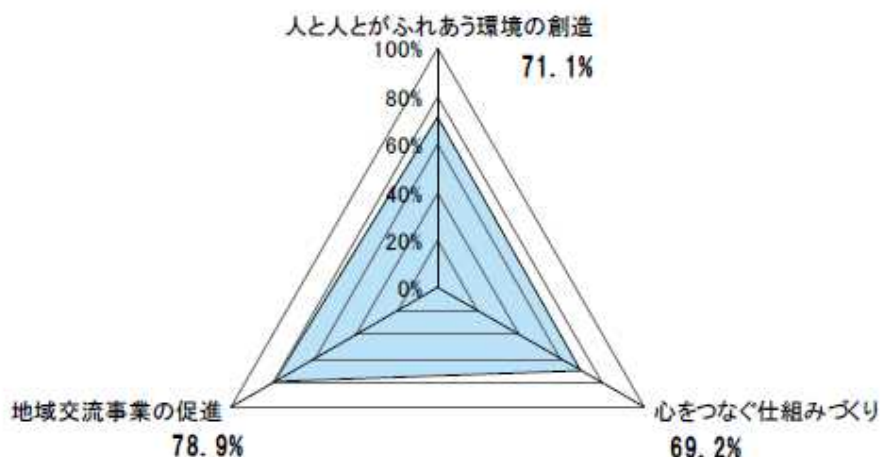
(1) 心をつなぐ地域づくり【大項目】

中項目単位での完了・Aの比率は、「地域交流事業の促進」が78.9%で最も高く、3項目全体では72.7%となっており、Cは1つもあります。3項目共にバランスの良い評価となっています。

小項目単位では、「地域通貨の導入検討」は、Bと廃止のみとなっており、今後の事業の改善・工夫が必要とされます。

中項目・小項目	完了	A	B	C	廃止	計
人と人がふれあう環境の創造	4	23	10	0	1	38
福祉に対する意識の改革	2	13	4		1	20
ボランティア意識の啓発	2	3	3			8
家庭・学校・社会教育での福祉活動の充実		7	3			10
心をつなぐ仕組みづくり	4	32	13	0	3	52
出会いの仕組みづくり	4	26	5		1	36
地域情報の発信・交換		6	1			7
地域通貨の導入検討			7		2	9
地域交流事業の促進	1	29	6	0	2	38
世代間交流の活性化		13	3		1	17
立場を超えた交流の活性化	1	16	3		1	21
計	9	84	29	0	6	128

心をつなぐ地域づくり
関連の施策事業評価（中項目単位：H20年度）



完了・Aの比率…72.7%

【目黒区】

第1節 地域福祉・地域包括ケアの推進 【施策の方向1】地域包括ケアの推進

第1節 地域福祉・地域包括ケアの推進

【施策の方向1】地域包括ケアの推進

【施策1】地域ケア推進体制の整備

[計画書頁 27P]

1	計画事業	事業名	地域包括支援センターの機能強化:《新規・重点》		所管課	地域ケア推進課	
内容	地域包括支援センターが、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を的確に果たしていけるように、さまざまな地域資源のネットワークを構築し、連携をコーディネートしていく機能を強化します。						
23年度 現況	地域包括支援センターの運営(5か所)						
計画 目標	前期(24～ 26年度)	・地域連携コーディネーターの配置 ・認知症支援コーディネーターの配置					
	後期(27～ 28年度)	継続					
計画事業の 実績等 (24～25年度)	地域包括ケアシステムの地域拠点としての地域包括支援センターを安定的に運営するとともに、各包括支援センターに地域連携コーディネーター及び認知症支援コーディネーターを配置し、高齢者見守りネットワークを通じた地域との連携、認知症相談と医療の連携会議など連携機能を強化した。				前期 目標 対 する 評 価	A	達成した
						B	ある程度達成した
						C	少し達成した
						D	達成していない
評価の理由	包括支援センターの相談支援体制の充実を図ることができた。						
今後の課題及び 事業推進の方策	地域住民等による活動も含めて地域資源のネットワークを構築していくことが課題である。						

【施策2】在宅療養の推進

[計画書頁 28P]

2	計画事業	事業名	在宅療養施策の総合的推進:《新規・重点》		所管課	地域ケア推進課・健康推進課	
内容	医療ニーズの高い要介護者などが安心して在宅での生活が続けられるように、在宅療養の推進に係る施策を総合的に実施します。						
23年度 現況	主治医と介護支援専門員の連携の推進、訪問看護ステーションへの支援など						
計画 目標	前期(24～ 26年度)	・在宅療養推進協議会(仮称)の設置 ・推進施策の総合的な検討と実施					
	後期(27～ 28年度)	継続					
計画事業の 実績等 (24～25年度)	前期 目標 に対する 評価	平成25年度は、在宅療養を支える体制を構築するため「在宅療養推進協議会」を設置するとともに、在宅での療養を支える医療や介護の地域資源を把握し、広く情報提供するための「在宅療養資源マップ」冊子を作成した。 また、平成25年8月には「在宅療養支援窓口」を中央包括支援センター内に設置し、退院時や在宅療養の継続など約180件の相談に応じた。窓口の設置にあたっては、区報・ポスター掲示・ちらし配布、町会回覧等を利用し、区民や医療関係者等への周知に努めた。	前期 目標 に対する 評価	Ⓐ	達成した		
				B	ある程度達成した		
				C	少し達成した		
				D	達成していない		
評価の理由	在宅療養推進協議会における論議を踏まえて、医療と介護の連携強化を図った。 開設した「在宅療養支援窓口」により区民への相談支援を強化することができ、入院医療機関と在宅医療・介護の関係機関をコーディネートする機能が充実した。						
今後の課題及び 事業推進の方策	平成26年度は、引き続き在宅療養推進協議会の開催や在宅療養支援窓口を充実するほか、在宅療養について区民の理解を広めるためのシンポジウムの開催や在宅医療と介護の連携に関する研修を実施する。 また、病状の急変時に速やかに一時利用ができる「在宅療養後方支援病床」を確保する。						

(3) 鴨川市地域福祉計画の進行管理について

前記自治体の評価表を参考とした本市の地域福祉計画の評価方法は下記を基本とする。

1) 目標値（指標）の設定について

前回会議において、指標の設定による自己採点形式の採用に関する意見もいただいているが、地域福祉計画は数値目標を掲げるサービス供給計画でないうえ、その実践に当たっては、活動やサービスの目標を数量として掲げることが馴染まない。何を持って計画が達成されたとするのかの判断並びに評価が不明確であること。施策効果と成果の因果関係の測定が困難であること。計画の性格上、定性的評価とならざるを得ない。などといった本計画の性格に鑑み、また、計画期間も一か年度を残す時期的な部分も勘案し、現時点での指標の設定は見合わせることにしたい。

2) 評価方法について

上記により目標値（指標）の設定は行わないことから、評価の視点を具体的な個別施策の取組み、その進捗状況を点検・検証するものとした。

なお、その評価は、取組み内容を所掌課による自己評価方式に拠ることとするとともに、評価基準については、前記自治体と同様に簡易方式に拠るものとした。

3) 評価項目について

評価項目は「取組み」内容となるが、その取組みについては、「一人ひとりが取り組むこと」、「地域で取り組むこと」及び「市が取り組むこと」の3本立ての体系となっている。

本計画では、地域における生活課題を発見・共有し、自分でできることは自分で行う（自助）、市民同士でささえあう（共助）、市がささえあいの基盤づくりや市民等が行う地域活動を支援する（公助）の役割分担と、それが適切に機能することにより、地域全体で助け合い、ささえあって、みんなが共存できる福祉のまちづくりを進めることを基本的な考え方としています。

また、協同・連携の元に社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」においては、主に共助【地域で取り組むこと】の部分について、連携を図りながら、活動の方針を定めることとしています。（本編P148頁）

このようなことから、評価項目については、公助【市が取り組むこと】ととして掲載されている内容を評価対象とすることとした。（次頁 例を参照）

また、「重点項目」については、基本的に前述の内容の中から、特に重点的に取り組む内容として抜粋、掲げられているものであるが、複数内容に跨る、又は、「地域で取り組むこと」として位置づけられている内容を包含しているケースも散見されるため、単に重複となる場合もあるが、「重点項目」についても個別に評価表を作成することとする。

一人ひとりが取り組むこと

- 一人ひとりの自己実現を目指し、自分自身が地域の主役だという自覚を持ちます。
- 地域に住むすべての人が互いに一人ひとりの個性を尊重します。

地域で取り組むこと

- 地域の中で個々を尊重し、誰もが主役であるという意識を醸成します。
- 地域で暮らすすべての人を、地域から排除せず、地域社会の中に包み込みます。

市が取り組むこと

- 障害、性別、年齢などを問わず、地域や学校等での福祉教育の中で、ノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョンについて浸透を図ります。

4) 評価基準について

簡易方式に拠る評価基準を採用するに当たっては、目標値（指標）が未設定であることから、何をもって計画が達成されたとするのかの判断が困難であるため、取り組み内容とその進捗状況に着目し、前記の自治体と異なり、以下の3段階としたい。

- ① 計画期間内に実施すべき具体的施策に着手し、一定の成果や数値的な実績があるなど、その取り組みが堅調に推移していると認められるもの。
→ 「A」
- ② 計画期間内に実施すべき具体的施策に着手しているものの、より一層の取り組みや事業伸展が求められるもの。
→ 「B」
- ③ 計画期間内に実施すべき具体的施策に着手しているとは言い難いもの
→ 「C」

5) 評価理由の記載

簡易方式に拠る評価基準は定性的な評価であるため客観性が乏しく、第三者が判断しづらいといったデメリットが介在する。
これを解消するため、評価理由を記載することとする。

6) 課題及び方策

計画推進の推進に当たり、社会情勢の変化、国の動向、地域を取り巻く環境の変容などにより、当初計画していた手法や事業が馴染まない、対応し切れないなどといった課題を把握、その対応策までが提示可能であれば、今後の取組みはもとより、次期計画の策定にも寄与することが期待できるため、当該記載欄を設けることとする。

7) 評価表について

前記した3自治体の中から、東京都目黒区の評価表を基本とし、上記の事項を踏まえ、次頁に記載例と併せ評価表（案）を示す。

【案】

鴨川市地域福祉計画取組み成果 評価表

整理番号 1

取組みの方向性		1.市民一人ひとりが主役の地域づくり			
施策の方向		1.誰もが主役			
目 標		地域で暮らしている、乳幼児から高齢者のすべての年代の人、障害のある人、介護が必要な人など、誰もが主役となり、その人らしく生きることのできる地域を目指します。			
取組みの内容		障害、性別、年齢などを問わず、地域や学校等での福祉教育の中で、ノーマライゼーション・ソーシャルインクルージョンについて浸透を図ります。			
計画書頁	97P				
重点項目	1-(1)	すべての人々を地域社会の中に包み込むというソーシャルインクルージョンの意識の醸成			
所管課		学校教育課、生涯学習課、健康推進課			
実績等		・認知症サポーター養成講座の実施 天津小学校【継続】、千葉県立長狭高校【新規】 ・市内小中学校の教育課程の一環として全教育活動の中で思いやりの心を育てる【継続】 ボランティア活動、ユニセフ・赤い羽根募金、エコキャップ収集 書き損じはがき寄付、福祉作文や福祉標語づくり、地域の高齢者とのふれあい体験活動、学校周辺のクリーン活動、海岸清掃 ・福祉体験(車椅子・高齢者疑似体験等)出前学習 【継続】東条・天津・田原小学校、【新規】長狭学園 ・障害者基本計画及び第4次障害福祉計画の策定【新規】 ・「かもがわおひさまのシリーズ」マーマレード、ボン酢のラベリング作業を福祉作業所に依頼し、社会の一員である自覚づくりに寄与【継続】			
目標に対する評価	A	具体的な施策に着手し、一定の成果や数値的な実績があるなど、その取組みが堅調に推移している	B	具体的な施策への着手は認められるものの、より一層の取組みや事業の伸展が求められる	C 具体的な施策に着手しているとはいえないもの
評価の理由		庁内横断的な取組みにより、意識の醸成に寄与した。			
今後の事業推進の課題及び方策		排除や孤立の全くない社会の形成は、現実的にかなり困難であり、むしろ、排除・孤立が再生産されてしまう状況ともなる。したがって、排除・孤立に対応する不断の取り組みが求められ、その取り組みを日常化していくプロセスこそが重要であるが、これこそが大きな課題でもある。 そのため、平成27年度を計画初年度とする第4次障害福祉計画に基づき、継続かつより効果的な取組みを実施する。			

8) 進捗管理及び評価

会議委員は、提出された評価表を点検・検証し、提案や助言を行うものとする。

なお、この進捗管理や評価は、PDCAサイクルにより、計画上のサービスや取り組みの改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図るための仕組みであることから、実施時期も重要な要素となる。

今更ながらではあるものの、このサイクルを有効なものとするためには、実施時期及び内容は、下表が理想的なものとなる。

年次	年度	会議開催月	理由
計画初年度	平成 23 年度	3 月頃	計画初年度で施策の進捗が見込めないため、極力、年度後半に行うものとしたい。
2 年次目	平成 24 年度	3 月頃	施策の進捗状況をできる限り適切に把握するため、極力、年度後半に行うものとしたい。
3 年次目	平成 25 年度	7 月頃	計画中間年であるため、前期（1～3 年次）の検証と後期（3～5 年次）の施策の見直しを行うことが有益なため。
4 年次目	平成 26 年度	10 月頃	評価結果を次年度当初予算に反映させるため、遅くとも左記までの開催を目指す。
計画最終年度	平成 27 年度	7 月頃	計画最終年度であるため、極力早期に評価を行い、課題を抽出するなど、本計画の成果を次期計画にフィードバックするため、出納閉鎖後（5 月末）に速やかな実績の把握による早期の開催を見込む。